

# 平成30年度狩猟免許更新適性検査及び講習実施要領

山形県庄内総合支庁環境課

## 1 受講資格者

山形県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成30年9月14日で満了する方

## 2 狩猟免許更新講習の期日及び場所

期 日	場 所	受講者の居住地
平成30年8月16日(木)	庄内総合支庁本庁舎講堂 住所 三川町大字横山 字袖東19-1	主に庄内総合支庁管内在住の方(鶴岡市鶴岡地区、鶴岡市藤島地区、庄内町、三川町在住の方)
平成30年8月22日(水)		主に庄内総合支庁管内在住の方(鶴岡市羽黒地区、鶴岡市榎引地区、鶴岡市朝日地区、鶴岡市温海地区在住の方)
平成30年8月29日(水)		主に庄内総合支庁管内在住の方(酒田市、遊佐町在住の方)

## 3 適性検査及び講習の日程

8:30~8:40	8:45~9:45	9:50~10:50	10:55~11:55	13:00~14:00
受 付	講 習			適性検査
	法令・鳥獣の保護管理	鳥獣の判別	猟具の取扱い	

## 4 申し込み

### (1) 必要書類等

#### ① 狩猟免許更新申請書

氏名欄に記名押印又は署名し、申請書上部(枠外)にも捺印してください。なお、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許、第2種銃猟の狩猟免許のうち、**2種類以上更新する方は、それぞれの免許ごとに申請書が必要です。**

ただし、装薬銃とあわせて空気銃も使用なさる方は第1種免許のみの更新で第2種銃猟登録を行うことができますので、その場合は更新申請書の第1種銃猟免許「5. 空気銃」に○印をつけてください。(空気銃のみの免許が必要な方は、第2種銃猟免許「6. 空気銃」に○印をつけてください。)

なお、更新期日が違う複数の免許を所持しておりそれぞれの更新期日をそろえたい場合は、更新期日前でも更新受講が可能となりますので、その場合は6. 問合せ先にご連絡ください。

#### ② 写真(3.0cm×2.4cm)1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを申請書の所定の位置に貼付してください。

#### ③ 手数料(県証紙)

2,900円分の県証紙を申請書の所定の欄に過不足なく貼付してください。(割り印はしないこと。)

#### ④ 次のいずれにも該当しない旨の診断書又は銃砲所持許可証の写し

イ 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ及びロに該当する者を除く。)

**ただし、現に銃の所持許可を受けている方は、その許可証の写しの添付(顔写真該当部分)をもって代えることができます。**

#### ⑤ 更新を受けようとする狩猟免許

狩猟免許を紛失した場合、転居、改姓等の場合(運転免許証、住民票の写し等の証明書類を添付してください。)は届出が必要となっております。

#### ⑥ 希望する受講月日を申請書上部(枠外)に記入してください。

(2) 提出先 庄内総合支庁 環境課 自然環境担当 〒997-1392 住所 三川町大字横山字袖東19-1

(3) 提出期限 平成30年8月7日(火) 必着(期限厳守のこと)

## 5 その他

- ・更新講習を受講し、適性検査に合格した方には、講習終了後に免許を交付します。
- ・狩猟免許更新申請書の様式は、山形県ホームページ(環境エネルギー部みどり自然課)から取得できます。

## 6 問合せ先

山形県庄内総合支庁環境課 担当 芦野 電話 0235-66-5708 FAX 0235-66-4749